

二二三 特定猟具使用禁止区域（銃器）

百一 茂原カントリー倶楽部特定猟具使用禁止区域（銃器）

一 番二五、四二番二七、四二番一八、四二三番四及び四二三番四並びに長生郡長南町坂本四、六二一番五の区域
 茂原市中善寺七〇〇番一ほか六六六筆及び長生郡長南町坂本三、七二番一ほか五四五筆の茂原カントリー倶楽部の区域内並びに茂原市綱島四二番二、四二

百二 東莞特定獵具使用禁止区域（銃器）

東金市大豆谷地先の国道二一六号と東金市市道〇一四二号線との接点を起点とし、同所から同江市市道〇一四二号線を北東へ進み県道東金山田台線との交点に至り、同所から県道東金山田台線を北西へ進み同江市市道〇一〇三号線との接点に至り、同所から同江市市道〇一〇三号線を北東へ進み同江市市道六〇八二号線との接点に至り、同所から同江市市道六〇八一号線を南東へ進み同江市市道六〇八一号線との接点に至り、同所から同江市市道六〇八一号線を北東へ進み県道東金源線との接点に至り、同所から県道東金源線を南東へ進み同江市市道〇二〇三号線との接点に至り、同所から同江市市道〇二〇三号線を北西へ進み十文字川右岸との交点に至り、同所から十文字川右岸を南東へ進み同江市市道〇二〇五号線との交点に至り、同所から同江市市道〇二〇五号線を北東へ進み同江市市道二〇六四号線との接点に至り、同所から同江市市道〇一〇七号線を南東へ進み同江市市道〇一四八号線との接点に至り、同所から同江市市道〇一四八号線を北東へ進み同江市市道〇一〇七号線との接点に至り、同所から同江市市道四二二〇号線との接点に至り、同所から同江市市道四二二〇号線を南東へ進み国道二一八号との交点に至り、同所から同江市市道四二二〇号線との接点に至り、同所から同江市市道四二二〇号線を南西へ進み同江市市道四三〇一号線との交点に至り、同所から同江市市道四三〇一号線との接点に至り、同所から同江市市道四三〇一号線を北西へ進み同江市市道四三〇二号線との交点に至り、同所から同江市市道四三〇二号線との接点に至り、同所から同江市市道四三〇二号線を北西へ進み同江市市道五一一三三号線との接点に至り、同所から同江市市道五一一三三号線を北西へ進み同市稲俣一番一五地先の東日本旅客鉄道株式会社東金線との接点に至り、同所から東日本旅客鉄道株式会社東金線を北西へ横断し同市台方一、四七番一四地先の同江市市道二一五九号線との接点に至り、同所から同江市市道二一五九号線を北西へ進み同江市市道五一一七号線との交点に至り、同所から同江市市道五一一七号線を北東へ進み国道二一六号との接点に至り、同所から国道二一六号を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百三 鎌数特定猟具使用禁止区域（銃器）

旭市二地先の国道二二六号と県道佐原橋海線との接点を起点とし、同所から県道佐原橋海線を北西へ進み旭市市道一〇四〇号線との接点に至り、同所から同市道一〇四〇号線を南東へ進み同市市道一〇〇五号線との接点に至り、同所から同市市道一〇〇五号線を南西へ進み国道二二六号との接点に至り、同所から国道二二六号を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

上谷・上谷新田特定獵具使用禁止区域（銃器）

東金市上谷地先の東金市市道四三九一―号線と県道正気茂原線との接点を起点とし、同所から県道正気茂原線を南西へ進み南白亀川左岸との交点に至り、同所から南白亀川左岸を北西へ進み境川左岸との接点に至り、同所から境川左岸を北へ進み大網白里市市道〇一―〇〇九号線との交点に至り、同所から同市市道〇一―〇〇九号線を北東へ進み同市市道三三〇〇六八号線との接点に至り、同所から同市市道三三〇〇六八号線を北東へ進み東金市上谷一、〇四一番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北東へ進み同市上谷一、〇六二番一地先の農道との交点に至り、同所から同農道を南東へ進み大網白里市市道二二〇〇七二号線との接点に至り、同所から同市市道二二〇〇七二号線を南東へ進み東金市上谷一、二〇〇番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南東へ進み同市上谷一、一九三番地先の薬師堂排水路との交点に至り、同所から薬師堂排水路を南西へ進み同市上谷一、九九七番一地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南東へ進み同市市道四三七八号線との接点に至り、同所から同市市道四三七八号線を北東へ進み同市市道四三九一―号線との接点に至り、同所から同市市道四三九一―号線を南東へ進み同市市道四三八六号線との接点に至り、同所から同市市道四三八六号線を北東へ進み同市市道四三八三三三号線との接点に至り、同所から同市市道四三八三三三号線を南西へ進み同市市道四三九一―号線との交点に至り、同所から同市市道四三九一―号線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百五 南横川・粟生野特定猟具使用禁止区域（銃器）

大網白里市南横川地先の大網白里市市道〇一〇一四号線と小中川右岸との交点を起点とし、同所から小中川右岸を南東へ進み県道正気茂原線との交点に至り、同所から県道正気茂原線を南東へ進み茂原市市道一級二二号線との接点に至り、同所から同市市道一級二二号線を北西へ進み同市市道三級三〇三六号線との交点に至り、同所から同市市道三級三〇三六号線を南西へ進み同市市道二級三八号線との交点に至り、同所から同市市道二級二二八号線を北西へ進み大網白里市市道四一〇二〇六号線との接点に至り、同所から同市市道四一〇二〇六号線を北西へ進み茂原市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同市市道四一〇六二一六号線との接点に至り、同所から同市市道四一〇六二一六号線を北東へ進み同市市道〇一〇二三号線との接点に至り、同所から同市市道〇一〇二三号線を南東へ進み同市市道〇一〇二四号線との交点に至り、同所から同市市道〇一〇二四号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百六 一宮海岸・一宮川特定獵具使用禁止区域（銃器）

長生郡一宮町船頭給地先の長生郡一宮町道二一七号線と同町道二一〇三号線との接点を起点とし、同所から同町道二一〇三号線を南東へ進み同町道二一五二号線との接点に至り、同所から同町道二一五二号線を北東へ進み同町道二一七号線との接点に至り、同所から同町道二一七号線を北東へ進み同町道二一〇五号線との接点に至り、同所から同町道二一〇五号線を北東へ進み同町道二一〇五号線との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東へ進み海岸汀線との接点に至り、同所から海岸汀線を南へ進みいすみ市と長生郡一宮町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み国道二一八号との接点に至り、同所から国道二一八号を北西へ進み同町道三三二六号線との接点に至り、同所から同町道三三二六号線を東へ進み同町道三三二九号線との接点に至り、同所から同町道三三二九号線を北西へ進み同町道三三二九号線との接点に至り、同所から同町道三三二九号線を北西へ進み同町道三三〇二二号線との接点に至り、同所から同町道三三〇二二号線を北西へ進み同町道三三〇二二号線との接点に至り、同所から同町道三三〇二二号線を北へ進み同町道三三〇七五号線との接点に至り、同所から同町道三三〇七五号線を北西へ進み県道一宮停車場線との接点に至り、同所から県道一宮停車場線を西へ進み同町二宮、九三五番一地先の国道二一八号との接点に至り、同所から国道二一八号を北西へ進み一宮川右岸との交点に至り、同所から一宮川右岸を北西へ進み同町道二一三八号線の終点から南西へ延長した直線との交点に至り、同所から同直線を北東へ進み一宮川左岸との交点に至り、同所から一宮川左岸を北西へ進み長生郡一宮町と長生村との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北へ進み国道二一八号との接点に至り、同所から

国道二二八号を南東へ進み長生郡一宮町道二一七号線との接点に至り、同所から同町道二一七号線を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百十 江場土特定獵具使用禁止区域（銃器）

いすみ市岬町江場土地先の国道二一八号といすみ市市道〇一二七号線との接点を起点とし、同所から同市市道〇一二七号線を北東へ進み同市市道六二九二号線との接点に至り、同所から同市市道六二九号線を南東へ進み同市市道〇一二七号線との接点に至り、同所から同市市道〇一二七号線を南東へ進み同市市道四三六三番地先の護岸との接点に至り、同所から同護岸を南西へ進み同市市道六三三七号線と南西へ進み同市市道六二九号線との接点に至り、同所から同市市道六二九号線を北東へ進み同市市道六二九二号線との接点に至り、同所から同市市道六二九号線を南東へ進み同市市道〇一二七号線との接点に至り、同所から同護岸を南西へ進み同市市道六三三七号線と南西へ進み同市市道六二九号線との接点に至り、同所から同市市道〇一二六号線を南西へ進み国道二一八号との接点に至り、同所から国道二一八号を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百十二 長生村東部・一宮町新地特定獵具使用禁止区域（銃器）

長生郡長生村驚地先の長生郡長生村道二〇七六号線と同村村道二〇三二号線との接点を起点とし、同所から同村村道二〇三二号線を北東へ進み長生郡長生村と長生郡白子町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み同町道二級一四号線との接点に至り、同所から同町道二級一四号線を北東へ進み同町道三三八五号線との接点に至り、同所から同町道三三八五号線を北東へ進み同町道三三八四号線との接点に至り、同所から同町道三三八四号線を南東へ進み同町道三三八四号線の終点に至り、同所から同町道三三八四号線を南東へ延長した直線を南東へ進み海岸汀線との交点に至り、同所から海岸汀線を南西へ進み長生郡長生村道一〇五六号線の終点から南東へ延長した直線との交点に至り、同所から同直線を北西へ進み同村村道一〇五六号線との接点に至り、同所から同村村道二〇五六号線を北西へ進み旧一宮川右岸との交点に至り、同所から旧一宮川右岸を南西へ進み中瀬一松幹線排水路との接点に至り、同所から同排水路を北西へ進み県道飯岡一宮線との接点に至り、同所から県道飯岡一宮線を南東へ進み長生郡一宮町道一〇〇九号線との接点に至り、同所から同町道一〇〇九号線を北東へ進み同町道一〇〇九号線の終点に至り、同所から同町道一〇〇九号線を北東へ延長した直線を北東へ進み一宮川左岸との交点に至り、同所から一宮川左岸を南へ進み同町道二級七号線との交点に至り、同所から同町道二級七号線を北西へ進み同町道二一五二号線との接点に至り、同所から同町道二一五二号線を南西へ進み同町道二一〇三号線との接点に至り、同所から同町道二一〇三号線を北西へ進み同町道二級七号線との接点に至り、同所から同町道二級七号線を南西へ進み同町道二〇九三号線との接点に至り、同所から同町道二〇九三号線を北西へ進み同町道二〇八五号線との交点に至り、同所から同町道二〇八五号線を北東へ進み同町道二〇八六号線との接点に至り、同所から同町道二〇八六号線と一宮町道二〇八五号線との接点に至り、同所から同町道二〇八六号線を南西へ進み同町道二〇九四号線との接点に至り、同所から同町道二〇九四号線を北東へ進み同町道二〇三三号線との接点に至り、同所から同町道二〇三三号線を北へ進み長生郡長生村道二一九三号線との接点に至り、同所から同村村道二一九三号線を北東へ進み同村村道二二〇五号線との接点に至り、同所から同村村道二二〇五号線を西へ進み同村村道二一八六号線との接点に至り、同所から同村村道二一八六号線を北へ進み同村村道二級一三三号線との接点に至り、同所から同村村道二級一三三号線を北西へ進み同村村道二一五四号線との接点に至り、同所から同村村道二一五四号線を北東へ進み同村村道二一五五号線との接点に至り、同所から同村村道二一五五号線を南東へ進み同村村道二一九四号線との接点に至り、同所から同村村道二一九四号線を北西へ進み同村村道二一五五号線との接点に至り、同所から同村村道二一五五号線を北東へ進み同村村道二級五号線との接点に至り、同所から同村村道二級五号線を北進み同村村道二〇七六号線との接点に至り、同所から同村村道二〇七六号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百十二 大原・御宿公特定獵具使用禁止区域（銃器）

夷隅郡御宿町須賀地先の国道二二八号と夷隅郡御宿町国道〇一〇八号線との接点を起点とし、同所から同町国道〇一〇八号線を北西へ進み同町国道〇一一〇号線との接点に至り、同所から同町国道〇一二〇号線を北西へ進み同町国道〇一〇六号線との接点に至り、同所から同町国道〇一〇六号線を北へ進み県道上布施勝浦線との接点に至り、同所から県道上布施勝浦線を北東へ進み同町国道〇一〇五号線との接点に至り、同所から同町国道〇一〇五号線を南東へ進み県道夷隅御宿線との接点に至り、同所から同市市道四五三三号線との接点に至り、同所から同市市道四五三三号線を北東へ進み同市市道四五一五号線との接点に至り、同所から同市市道四五二五号線を東へ進み同市市道〇二七号線との接点に至り、同所から同市市道〇二七号線を南東へ進み同市市道〇二九号線との接点に至り、同所から同市市道〇二九九号線を南東へ進み国道二二八号との接点に至り、同所から国道二二八号を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百十三 下総特定猟具使用禁止区域（銃器）

成田市高岡一、七〇二番一地先の県道横芝下総線と県道成田下総線との接点を起点とし、同所から県道成田下総線を北東へ進み成田市道大和田倉水線との接点に至り、同所から同市市道大和田倉水線を南東へ進み同市市道中里栗満寺線との接点に至り、同所から同市市道中里栗満寺線の交点に至り、同所から同市農道一七六番一地との接点に至り、同所から同市市道中里名木旧道線を北東へ進み同市農道一七六番一地の交点に至り、同所から同市市道中里名木村中三号線との接点に至り、同所から同市市道中里名木村中三号線を北東へ進み同市市道名木村中一号線との接点に至り、同所から同市市道青山旧県道線との接点に至り、同所から同市市道中里名木旧道線との接点に至り、同所から同市市道中里名木旧道線を東へ進み県道成田下総線との接点に至り、同所から県道成田下総線を南東へ進み同市市道大室一号線との接点に至り、同所から同市市道大室二号線を北西へ進み同市市道大室五号線との接点に至り、同所から同市市道大室六号線との接点に至り、同所から同市市道大室六号線を北西へ進み同市市道名古屋高崎線との接点に至り、同所から同市市道名古屋高崎線を北西へ進み同市市道尾羽根一号線との接点に至り、同所から同市市道尾羽根一号線を北東へ進み同市市道尾羽根三号線との接点に至り、同所から同市市道尾羽根三号線を北東へ進み同市市道下門前成井線との接点に至り、同所から同市市道下門前成井線を南東へ進み同市農道四一八号線との接点に至り、同所から同市農道四一八号線を北東へ進み同市市道成井九四一番地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を北東へ進み県道横芝下総線との接点に至る線で囲まれた区域

百十四 栄町矢口特定猟具使用禁止区域（銃器）

印旛郡栄町矢口地先の印旛郡栄町国道二〇〇四号線と国道三五六号との接点を起点とし、同所から国道三五六号を北東へ進み同町国道二三〇九四号線との接点に至り、同所から同町国道二三〇九四号線を南西へ進み同町国道二三〇九四号線の終点に至り、同所から同所と同町国道二三〇九三号線の起点とを結んだ直線を南西へ進み同町国道二三〇九三号線との接点に至り、同所から同町国道二三〇九三号線を南西へ進み同町国道一〇〇四号線との接点に至り、同所から同町国道一〇〇四号線を南西へ進み同町国道一〇〇四号線との接点に至り、同所から同町国道一〇〇四号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百十五 栄町須賀特定狢具使用禁止区域（銃器）

須賀一、九九七番地三ほか十一筆の水と緑の運動広場の区域内及び同町須賀一、九九七番地二五の旧米町畜場の区域内
印旛郡米町須賀一、九九七番地三八ほか十一筆の米町終末処理場の区域内 同町須賀一、九九七番地二七ほか三筆の印旛地区衛生組合衛生センターの区域内 同町

百十六 栄町竜角寺特定獵具使用禁止区域（銃器）

印旛郡栄町龍角寺地先の印旛郡栄町道二〇一四号線と同町道二五〇六一号線との接点を起点とし、同所から同町道二五〇六一号線を北東へ進み成田ヒルズカントリークラブの区域の境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同町道二五〇二二号線との接点に至り、同所から同町道二五〇二二号線を北カントリークラブの区域の境界線との接点に至り、同所から同市道六―一三七南羽島麻生線を南東へ進み同市道六―一三七羽島松崎竜角寺線との接点に至東へ進み成田市道六―一三七南羽島麻生線との接点に至り、同所から同市道六―一三七羽島松崎竜角寺線を南西へ進み同市南羽島一、六八九蕃地先の道路との接点に至り、同所から同市道六―一三七羽島松崎竜角寺線を南西へ進み同市南羽島一、六八九蕃地先の道路との接点に至り、同所から同市南羽島一、六八九蕃地先の道路を南西へ進み印旛郡栄町道二五〇六六号線との接点に至り、同所から同町道二五〇六六号線を南西へ進み同町道二五〇六七号線との接点に至り、同所から同町道二五〇六六号線を南西へ進み同町道二五〇六八号線との交点に至り、同所から同町道二五〇六八号線を南西へ進み同町道二〇一四号線との接点に至り、同所から同町道二〇一四号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百十七 成田ゴルフ倶楽部特定獵具使用禁止区域（銃器）

成田市大室二七番地一ほか三八三筆の成田ゴルフ倶楽部の区域内

百十八 匠塲市特定獵具使用禁止区域（銃器）

匠瑳市八日市場イ地先の県道佐原八日市場線と匠瑳市市道二一三号線との接点を起点とし、同所から同市市道二一三号線を北東へ進み県道八日市場山田線との接点に至り、同所から県道八日市場山田線を南西へ進み同市市道二一〇三号線との接点に至り、同所から同市市道二一〇三号線を北東へ進み同市市道二〇九号線との接点に至り、同所から同市市道二〇九号線を北東へ進み同市市道二〇一七号線との接点に至り、同市市道二〇一七号線を北東へ進み同市市道九一七七号線との接点に至り、同所から同市市道九一七七号線を南東へ進み国道二六号との接点に至り、同所から国道二六号を南西へ進み県道八日市場井戸野旭線との接点に至り、同所から県道八日市場井戸野旭線を南東へ進み同市市道九一五七号線との交点に至り、同所から同市市道九一五七号線を南西へ進み同市市道二一〇一八号線との接点に至り、同所から同市市道二一〇一八号線を南西へ進み県道八日市場野菜線との接点に至り、同所から県道八日市場野菜線を北西へ進み同市市道二一八号線との接点に至り、同所から同市市道二一八号線を北西へ進み同市市道二一六号線との接点に至り、同所から同市市道二一六号線を北東へ進み県道佐原八日市場線との接点に至り、同所から県道佐原八日市場線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百十九 栗山川河口特定獵具使用禁止区域（銃器）

山武郡横芝光町屋形地先の県道横芝上環線と県道飯岡片貝線との交点を起点とし、同所から県道飯岡片貝線を北東へ進み山武郡横芝光町国道Ｄ二三三号線との接点に至り、同所から同町国道Ｄ二三三号線を北西へ進み同町国道Ｄ二三三号線との接点に至り、同所から同町国道Ｄ二三三号線を北東へ進み同町国道Ｄ二三三号線との接点に至り、同所から同町国道Ｄ二三三号線を北西へ進み同町国道一―一三号線との接点に至り、同所から同町国道一―一三号線を北西へ進み幹線北清水一号用水路との交点に至り、同所から幹線北清水一号用水路を北東へ進み栗山川右岸との接点に至り、同所から栗山川右岸を東へ進み県道飯岡片貝線との交点に至り、同所から県道飯岡片貝線を北東へ進み県道横芝停車場日浜線との交点に至り、同所から県道横芝停車場日浜線を南東へ進み同町国道Ｈ一六四号線との接点に至り、同所から同町国道Ｈ一六四号線を南東へ延長した直線を南東へ進み九十九里海岸汀線との交点に至り、同所から九十九里海岸汀線を南西へ進み山武市と山武郡横芝光町の境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み県道飯岡一宮線との交点に至り、同所から県道飯岡一宮線を北東へ進み県道横芝上環線との接点に至り、同所から県道横芝上環線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百十 グリッサンドゴルフクラブ特定猟具使用禁止区域（銃器

成田市十余三三〇番一ほか五四二筆のグリッサンドゴルフクラブの区域内

百二十一 平賀特定獵具使用禁止区域（銃器）

印西市平賀地先の印西市市道一―九号線と同市市道一―八号線との接点を起点とし、同所から同市市道一―八号線を南東へ進み同市市道二―一四号線との接点に至り、同所から同市市道二―一四号線を南西へ進み同市市道一―九号線との交点に至り、同所から同市市道一―九号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百二十二 篠本特定猟具使用禁止区域（銃器）

山武郡横芝光町篠本地先の県道八日市場八街線と山武郡横芝光町道E〇七七号線との接点を起点とし、同所から同町町道E〇七七号線を北西へ進み同町町道I―二六号線との接点に至り、同所から同町町道I―二六号線を北東へ進み同町町道I―一七号線との接点に至り、同所から同町町道I―一七号線を南東へ進み県道八日市場八街線との接点に至り、同所から県道八日市場八街線を南西へ進み起点に至る線に囲まれた区域

百二十三 求名特定獵具使用禁止区域（銃器）

東金市田間地先の県道緑海東金線と国道二二六号との交点を起点とし、同所から国道二二六号を北東へ進み東金市と山武市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東へ進み東金市市道二二〇三号線との接点に至り、同所から同市市道二二〇三号線を南東へ進み同市市道二〇二七号線との接点に至り、同所から同市市道二〇二七号線を南西へ進み同市市道二一九八号線との接点に至り、同所から同市市道二一九八号線を南東へ進み県道緑海東金線との接点に至り、同所から県道緑海東金線を南西へ進み同市市道三〇三五号線との接点に至り、同所から同市市道三〇三五号線を南西へ進み同市市道二二二一号線との接点に至り、同所から同市市道二二二一号線を南西へ進み同市市道二二二二号線との接点に至り、同所から同市市道二二二二号線を北西へ進み県道緑海東金線との接点に至り、同所から県道緑海東金線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百二十四 真亀特定獵具使用禁止区域（銃器）

山武郡九十九町真亀地先の海岸汀線と真亀川河口右岸との接点を起点とし、同所から真亀川河口右岸を北西へ進み蛭川右岸との接点に至り、同所から蛭川右岸を北西へ進み東金市と山武郡九十九町との境界線との接点に至り、同所から真亀川右岸を南東へ進み

百二十五 白子町東部特定猟具使用禁止区域（銃器）

銃器

道一 四号線を南東へ進み長生郡長生村と長生郡日子町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み起点に至る線に囲まれた区域

百二十六 自子町浜宿・剃金特定獵具使用禁止区域（銃器）

(銃器)

南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百二十七 富津市大貫特定猟具使用禁止区域（銃器）

富津市大貫特定猟具使用禁止区域（銃器）

区域
百二十八 袖ヶ浦市久保田・蔵波特定獵具使用禁止区域（銃器）

袖ヶ浦市久保田・蔵波特定猟具使用禁止区域（銃器）

百二十九 茂原市千沢・南吉田特定獵具使用禁止区域（銃器）

茂原市千沢・南田特定猟具使用禁止区域（銃器）

同市巾道三級六〇六三号線を北西へ進み同市巾道三級三二六九号線との接点に至り、同所から同市巾道三級三二六九号線を北西へ進み同市巾道三級三二六七号線と

一〇二番地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を北西へ進み山武郡芝山町町道「B」一〇二三号線との接点に至り、同所から同町町道「B」一〇二三号線を北西へ進み香取郡多古町町道〇一一八号線との接点に至り、同所から同町町道〇一一八号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百三十五 成田特定猟具使用禁止区域（銃器）

成田市三里塚地先の県道八街三里塚線と県道八日市場佐倉線との接点を起点とし、同所から県道八日市場佐倉線を南西へ進み成田市と富里市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東へ進み成田市本三里塚二四三番六七の境界線との接点に至り、同所から同所と成田市市道七一一七四西三里塚九号線の終点を結んだ直線を北西へ進み同市市道七一一五本三里塚線との接点に至り、同所から同市市道七一一五本三里塚線を北西へ進み同市市道七一一六八新駒井野一号線との接点に至り、同所から同市市道七一一六八新駒井野一号線を北西へ進み県道成田松尾線との接点に至り、同所から同市市道七一一八六小宵小家ノ台法華塚線との接点に至り、同所から同市市道七一一八六小宵小家ノ台法華塚線を北へ進み同市市道七一一八五小宵溝川小家ノ台線との接点に至り、同所から同市市道七一一八五小宵溝川小家ノ台線を北東へ進み同市市道七一一八四十余三小宵線との接点に至り、同所から同市市道七一一八四 十余三小宵線を北東へ進み国道五一号との接点に至り、同所から国道五一号を北東へ進み同市市道二二一〇六二桜田四号線との接点に至り、同所から同市市道二二一〇六二桜田四号線を北西へ進み同市市道二二一〇五九桜田一号線との接点に至り、同所から同市市道二二一〇五九桜田一号線を北西へ進み学校法人日栄学園日本自動車学校の敷地の境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同市市道二二一〇五七前原高江線との接点に至り、同所から同市市道二二一〇五七前原高江線を南東へ進み同市市道二二一〇六二桜田四号線との接点に至り、同所から同市市道二二一〇六二桜田四号線を北東へ進み国道五一号との接点に至り、同所から国道五一号を北東へ進み県道佐原多古線との接点に至り、同所から同市市道二二一〇六二桜田四号線を北東へ進み同市市道二二一〇六二桜田四号線を南西へ進み成田市と香取市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西へ進み県道佐原多古線との交点に至り、同所から同市市道二二一〇六二桜田四号線を南西へ進み成田市と香取郡多古町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み香取郡多古町町道多古二〇二六号線の終点から北西へ延長した直線との接点に至り、同所から同直線を南東へ進み同町町道多古二〇二五号線との接点に至り、同所から同町町道多古二〇二五号線を南西へ進み同町町道多古二〇二七号線との接点に至り、同所から同町町道多古二〇二七号線を南東へ進み同町町道御料地・二本松線との接点に至り、同所から同町町道御料地・二本松線を南西へ進み成田市市道二二一〇二一谷三倉手倉前線との接点に至り、同所から同市市道二二一〇二一谷三倉手倉前線を南西へ進み県道横芝下総線との交点に至り、同所から県道横芝下総線を南東へ進み香取郡多古町町道一諏田・大ヨロ線との接点に至り、同所から同町町道一諏田・大ヨロ線を南西へ進み山武郡芝山町町道〇一一〇〇一号線との接点に至り、同所から同町町道〇一一〇〇一号線を南西へ進み同町町道〇一一〇〇二号線との交点に至り、同所から同町町道〇一一〇〇二号線を南西へ進み同町町道四B」一〇三三五号線との接点に至り、同所から同町町道四B」一〇三三五号線を南西へ進み県道大里小池線との接点に至り、同所から県道大里小池線を南東へ進み国道二九六号との交点に至り、同所から国道二九六号を南西へ進み同町町道〇二二〇二六号線との交点に至り、同所から同町町道〇二二〇二六号線を北西へ進み県道成田松尾線との接点に至り、同所から県道成田松尾線を南東へ進み成田市と山武郡芝山町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西へ進み成田市市道七一一七南三里塚長原川津場線との接点に至り、同所から同市市道七一一七南三里塚長原川津場線を北東へ進み県道成田松尾線との接点に至り、同所から県道成田松尾線を北西へ進み同市市道七一一五八本城小牧一号線との接点に至り、同所から同市市道七一一五八本城小牧二号線を南西へ進み同市市道七一一八南三里塚長原割糸線との接点に至り、同所から同市市道七一一八南三里塚長原割糸線を南西へ進み同市市道七一一三〇本城小牧一号線との接点に至り、同所から同市市道七一一三〇本城小牧一号線を北西へ進み県道八街三里塚線との接点に至り、同所から県道八街三里塚線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百三十六 国分寺台特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市郡本二丁目地先の県道五井本納線と国道一九七号との交点を起点とし、同所から国道一九七号を南西へ進み県道五井山倉線との接点に至り、同所から県道五井山倉線を北西へ進み同市市道二二五号線との交点に至り、同所から同市市道二二五号線を北東へ進み同市市道一九五〇号線との接点に至り、同所から同市市道二九五〇号線を北東へ進み同市市道二二〇五九号線との接点に至り、同所から同市市道二二〇五九号線を南東へ進み同市市道二四九五号線との接点に至り、同所から同市市道二四九五号線を北東へ進み同市市道二四八五号線との接点に至り、同所から同市市道二四八五号線を北西へ進み県道五井本納線との接点に至り、同所から県道五井本納線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百三十七 柳戸特定猟具使用禁止区域（銃器）

柏市泉地先の柏市市道〇二二五三号線と同市市道九〇三三九四号線との接点を起点とし、同所から同市市道九〇三三九四号線を南西へ進み同市市道九〇三三八八号線との接点に至り、同所から同市市道九〇三三八八号線を南東へ進み同市市道九〇四七八号線との接点に至り、同所から同市市道九〇四七八号線を南東へ進み同市市道一、一六二番一地先の千葉県立手賀の丘少年自然の家グラウンド北西側管理用道路との接点に至り、同所から千葉県立手賀の丘少年自然の家グラウンド北西側管理用道路を北東へ進み同市市道九〇三三五〇号線との接点に至り、同所から同市市道九〇三三五〇号線を北東へ進み同市市道一、二四〇番一地先の千葉県立手賀の丘少年自然の家管理用道路との接点に至り、同所から千葉県立手賀の丘少年自然の家管理用道路を南東へ進み同市市道九〇五八八九号線との接点に至り、同所から同市市道九〇五八八九号線を南西へ進み同市市道〇二二五六号線との接点に至り、同所から同市市道〇二二五六号線を南西へ進み県道柏印西線との接点に至り、同所から県道柏印西線を北西へ進み同市市道九〇六三三〇号線との接点に至り、同所から同市市道九〇六三三〇号線を北西へ進み同市市道九〇六二六号線との接点に至り、同所から同市市道九〇六二六号線を北東へ進み同市市道九〇四一四四号線との接点に至り、同所から同市市道九〇四一四四号線を北西へ進み同市市道九〇三五五六号線との接点に至り、同所から同市市道九〇二二四四号線との接点に至り、同所から同市市道〇二二四四号線を北東へ進み同市市道〇二二五三三号線との接点に至り、同所から同市市道〇二二五三三号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百四十 大栄工業団地特定猟具使用禁止区域（銃器）

成田市吉岡地先の国道五一号と成田市市道三三一一〇八二吉岡六号線との接点を起点とし、同所から同市市道三三一一〇八二吉岡六号線を北西へ進み同市市道二二一〇三三吉岡二号線との接点に至り、同所から同市市道二二一〇三三吉岡二号線を南西へ進み同市市道三三一一〇四四吉岡四号線との接点に至り、同所から同市市道三三一一〇四四吉岡四号線を南西へ進み国道五一号との接点に至り、同所から国道五一号を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百四十一 佐原カントリークラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

香取市多田八九番ほか三九七筆の佐原カントリークラブ区域内

(銃器)

尾三二五九号線との接点を起点とし、同市市道松尾二五九号線を南西へ進み同市市道松田・松屋町借毛本郷線を南東へ進み同市市道松尾町高富・富口線との交点に至り、同所地点に至り、同所から同市市道大平三三五号線を南東へ進み同市市道大平二三六号線と三三六号線の終点に至り、同所から同所と同市市道大平三三七号線の終点とを結んだ直上三三七号線を北西へ進み同市市道松尾町高富・富口線との接点に至り、同所から同市市道松尾町二二七号線との接点に至り、同所から同市市道松尾町大塚・蓮沼二線を北西へ進み同市市道松尾町二三〇号線に至り、同所から同市市道松尾町大塚・蓮沼二線を北西へ進み同市市道松尾町二三〇号線と三三七号線との接点に至り、同所から同市市道松尾町二二七号線を北西へ進み同市市道松尾町二二七号線と三三七号線との接点に至り、同所から同市市道松尾町二二七号線を北西へ進み県道松尾蓮沼線（芝山はにわ道）との接点に至る。

(銃器)

四号線との交点を起点とし、同所から同町道Ⅱ一四号線を南西へ進み東金市市道
市市道四四九一号線との接点に至り、同所から同町道Ⅲ一四号線を北西へ進み同
進み真亀川左岸に至り、同所から真亀川左岸を北西へ進み東金市幸田一八番一地先の
接点に至り、同所から同町道Ⅳ一九六号線を北東へ進み県道東金豊海線との接点に

(銃器)

店とし、同所から同市市道一級二二号線を南東へ進み南白亀川左岸との交点に至り、
至り、同所から同境界線を南東へ進み同市市道〇一〇二〇号線との接点に至り、同
交点に至り、同所から同市市道〇一〇一八号線を南西へ進み茂原市市道三級二〇八
郡白子町町道一〇五号線との接点に至り、同所から同町町道一〇五号線を南西へ進み
み茂原市市道三級三〇八八号線との接点に至り、同所から同市市道三級三〇八八号線
と二二〇号線を北西へ進み県道正気茂原線との接点に至り、同所から県道正気茂原線を

(銃器)

[illegible]

界線との交点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同村村道三二二九号線との接点に至り、同所から同村村道三二二九号線を北西へ進み同村村道一一五号線との接点に至り、同所から同村村道一一五号線を南東へ進み同村村道三二五四号線との接点に至り、同所から同村村道三二五四号線を南西へ進み同村村道三二一五号線との接点に至り、同所から同村村道三二一五号線を西へ進み国道二二八号との接点に至り、同所から国道二二八号を北西へ進み同村村道三三〇四号線との接点に至り、同所から同村村道三三〇四号線を南東へ進み同村村道三三一三号線との接点に至り、同所から同村村道三三一三号線を南西へ進み同村村道三三一七号線との接点に至り、同所から同村村道三三一七号線を南西へ進み県道茂原夷隅線との接点に至り、同所から県道茂原夷隅線を南東へ進み一宮川左岸との交点に至り、同所から一宮川左岸を北西へ進み同村七井土、三五番四地先の同村村道三二五四号線との接点に至り、同所から同村村道三二五四号線を南東へ進み国道二二八号との接点に至り、同所から国道二二八号を北西へ進み茂原市市道一級九号線との接点に至り、同所から同市市道一級九号線を南西へ進み同市市道三三九二七号線との接点に至り、同所から同市市道三三九二七号線を南東へ進み同市市道三三九二九号線との接点に至り、同所から同市市道三三九二九号線を北西へ進み同市市道一級一号線との接点に至り、同所から同市市道一級一号線を北へ進み同市市道三三八〇二二号線との接点に至り、同所から同市市道三三八〇二二号線を西へ進み同市市道三三八〇一九号線との接点に至り、同所から同市市道三三八〇一九号線を北東へ進み同市市道二級一十一号線との接点に至り、同所から同市市道二級一十一号線を北西へ進み国道四〇九号との接点に至り、同所から国道四〇九号を北東へ進み県道茂原環状線との接点に至り、同所から県道茂原環状線を北西へ進み同市市道一級二二号線との接点に至り、同所から同市市道一級二二号線を西へ進み茂原市と長井郡長柄町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み県道千葉茂原線との交点に至り、同所から県道千葉茂原線を南東へ進み同市市道一級一十四号線との接点に至り、同所から同市市道一級一十四号線を北東へ進み同市市道三級一〇五〇号線との接点に至り、同所から同市市道三級一〇五〇号線を北東へ進み同市市道三級一〇五七号線との接点に至り、同所から同市市道三級一〇五七号線を北西へ進み同市市道三級一〇五六号線との接点に至り、同所から同市市道三級一〇五六号線を南東へ進み県道五井本納線との接点に至り、同所から県道五井本納線を南東へ進み国道二二八号との接点に至り、同所から国道二二八号を北東へ進み県道本納停車場線との接点に至り、同所から県道本納停車場線を北東へ進み同市市道一級三十三号線との接点に至り、同所から同市市道一級三十三号線を北西へ進み大網目里市市道〇一一〇二七号線との接点に至り、同所から同市市道〇一一〇二七号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百四十六 高田塚特定猟具使用禁止区域（銃器）

いすみ市高谷地先のいすみ市市道三二二二二号線と同市市道〇二二五号線とで囲まれた区域

百四十七 千倉・白浜海岸特定獵具使用禁止区域（銃器）

南房総市白浜町瀧口地先の長尾川左岸と南房総市市道白浜四号線との交点を起点とし、同所から同市市道白浜四号線を南東へ進み同市市道白浜一〇七号線との接点に至り、同所から同市市道白浜一〇七号線を北へ進み同市白浜町瀧口七、四三番一地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北東へ進み同市白浜町白浜一四、二六七番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南東へ進み同市白浜町白浜一四、二六〇番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南東へ進み同市白浜町白浜一四、二二七番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南東へ進み同市白浜町白浜一、一八三番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南東へ進み同市市道青木松山三号線との接点に至り、同所から同市市道青木松山三号線を南東へ進み同市市道白浜一〇四号線との接点に至り、同所から同市市道白浜一〇四号線を南東へ進み同市市道大島砂畑一号線との接点に至り、同所から同市市道大島砂畑一号線を北へ進み同市市道原桜井二号線との接点に至り、同所から同市市道原桜井二号線を北西へ進み同市白浜町白浜四、三一九番一地先の里道との接点に至り、同所から同里道を北東へ進み林道畑一五線との接点に至り、同所から林道畑二五線を進み同市市道白浜一〇二号線との接点に至り、同所から同市市道白浜一〇二号線を南西へ進み同市市道二丁目松ノ木一号線との接点に至り、同所から同市市道二丁目松ノ木一号線を東へ進み白浜町塩浦土地改良区内農道七号線との接点に至り、同所から白浜町塩浦土地改良区内農道五号線を北西へ進み同市白浜町白浜六、四九七番一地先の農地と山林との境界線に至り、同所から同境界線を東へ進み同市市道乙浜二〇号線との接点に至り、同所から同市市道乙浜二〇号線を南東へ進み同市市道白浜一〇二号線との接点に至り、同所から同市市道白浜一〇二号線を北東へ進み国道四一〇号との接点に至り、同所から同市市道川口八号線を北西へ進み同市市道川口二五線との接点に至り、同所から同市市道川口二五線を北西へ進み同市市道惣戸一八号線との接点に至り、同所から同市市道惣戸一八号線を北東へ進み同市市道千倉二五号線との接点に至り、同所から同市市道千倉二五号線を北東へ進み国道四一〇号との接点に至り、同所から国道四一〇号を北東へ進み県道館山千倉線との接点に至り、同所から県道館山千倉線を北西へ進み同市市道千倉七号線との接点に至り、同所から同市市道千倉七号線を南東へ進み県道千倉停車場線との接点に至り、同所から県道千倉停車場線を南西へ進み同市市道千倉一五線との接点に至り、同所から同市市道千倉一五線を東へ進み国道四一〇号との接点に至り、同所から国道四一〇号を北東へ進み瀬戸川右岸との交点に至り、同所から瀬戸川右岸を南東へ進み海岸汀（てい）線との接点に至り、同所から海岸汀（てい）線を南西へ進み川尻川河口左岸との接点に至り、同所から同所と川尻川河口右岸と海岸汀（てい）線との接点とを結んだ直線を西へ進み海岸汀（てい）線との接点に至り、同所から海岸汀（てい）線を南東へ進み川口川河口左岸との接点に至り、同所から同所と川口川河口右岸と海岸汀（てい）線との接点とを結んだ直線を西へ進み海岸汀（てい）線との接点に至り、同所から海岸汀（てい）線を西へ進み長尾川河口左岸との接点に至り、同所から長尾川左岸を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百四十八 かずさアカデミアパーク特定猟具使用禁止区域（銃器

君津市大井地先の県道君津鴨川線と君津市市道大井・小糸大谷線との接点を起点とし、同所から同市市道大井・小糸大谷線を北東へ進み木更津市市道二七〇号線との接点に至り、同所から同市市道二七〇号線を北西へ進み県道君津平川線との接点に至り、同所から県道君津平川線を南東へ進み同市市道七八六八号線との接点に至り、同所から同市市道七八六八号線を北東へ進み県道木更津末吉線との接点に至り、同所から県道木更津末吉線を北西へ進み同市市道二六九号線との接点に至り、同所から同市市道二六九号線を北西へ進み同市市道七四六七号線との接点に至り、同所から同市市道二六八―一―号線との接点に至り、同所から同市市道二六八―一―号線を南東へ進み県道君津平川線との接点に至り、同所から県道君津平川線を北東へ進み袖ヶ浦市市道下宮田上宮田線との接点に至り、同所から同市市道二六八―一―号線を南東へ進み木更津市市道八〇五〇号線との接点に至り、同所から同市市道二五二―二―号線との接点に至り、同所から同市市道二五二―二―号線を北東へ進み同市下郡地先の東京電力パワーグリッド株式会社送電線下との交点に至り、同所から同送電線下を南西へ進み同市下郡二、四六五番一地先の道路との交点に至り、同所から同市下郡二、四六五番一地先の道路を南西へ進み同市市道八〇九七号線との接点に至り、

同所から同市市道八〇九七号線を南西へ進み同市市道八〇九六号線との接点に至り、同所から同市市道八〇九六号線を北西へ進み同市市道二六八―三三号線との接点に至り、同所から同市市道二六八―三三号線を西へ進み県道木更津末古線との接点に至り、同所から県道木更津末古線を南東へ進み同市市道八二二七号線との接点に至り、同所から同市市道八二二七号線を南西へ進み君津市市道根本・長石線との接点に至り、同所から同市市道根本・長石線を南東へ進み県道君津平川線との接点に至り、同所から県道君津平川線を西へ進み県道君津鴨川線との接点に至り、同所から県道君津鴨川線を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域